

## 【HP掲載】带状疱疹ワクチン接種に係る市民向けQA

令和7年7月10日作成

### 定期接種について

連番	よくあるご質問	回答
1	令和6年度に助成制度を申請し、1回目を接種した。 令和7年度に定期接種対象者であるが、2回目は定期接種／助成制度どちらを利用できるか。	2回目の接種は、定期接種をご利用ください。定期接種対象者の方は、助成制度は利用できません。 接種時には、お手元にある「定期接種券」の2回目シールを使用してください。 (助成制度の申請書2回目分は今後使用できませんので、破棄してください。)
2	65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の各年齢に達する(誕生日を迎える)前に接種を受けられるか	誕生日を迎える前に接種することができます。 定期接種対象年齢に達する年度内で接種することができます。
3	定期接種対象年度に接種できなかった。 翌年度以降、どのような制度が利用できるか	定期接種も助成制度も利用できません。 任意接種(全額自己負担)として接種することはできます。
4	带状疱疹の接種履歴はどのように確認できるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全額自己負担で接種した場合 接種を受けた医療機関にお問合せください。</li> <li>●定期接種の接種券を使用して接種した場合 次のいずれかの方法で確認してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①静岡市保健所感染症対策課 予防接種係(054-249-3152)にお問合せください。 接種記録は、接種月の翌々月から5年以内の記録に限ります。</li> <li>②接種を受けた医療機関にお問合せください。</li> </ul> </li> <li>●助成制度を利用し、任意で接種した場合 次のいずれかの方法で確認してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①静岡市保健所感染症対策課 予防接種係(054-249-3152)にお問合せください。 接種記録は、接種月の翌々月から5年以内の記録に限ります。</li> <li>②接種を受けた医療機関にお問合せください。</li> </ul> </li> </ul>

5	<p>65歳未満であるため、非課税世帯である証明(介護保険納入通知書、介護保険特別開始通知書)が発行されない。 どのように非課税世帯の証明をするのか</p>	<p>被接種者の世帯で一番収入が多い方の課税証明書を取得(有料)していただき、医療機関に提示いただくことで、無料で接種することができます。 課税証明書は、各区役所、市民サービスコーナー窓口のほか、マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアの端末でも取得できます。</p>
6	<p>带状疱疹ワクチンを過去に接種を完了している場合、定期接種の対象者となるか。</p>	<p>原則対象となりません。 ただし、医師が合理的な接種の必要があると判断した場合は、定期接種対象者になります。接種を希望する医療機関にご相談ください。</p>
7	<p>今年度、定期接種対象者です。 今年度接種しなかった場合、次の対象年齢(5年後)に達した時に改めて定期接種を受ける機会はあるのか</p>	<p>ありません。</p>
8	<p>定期接種券がどこかにいってしまった。再交付はできるか</p>	<p>再交付できます。 申請手続きができる方は、被接種者または被接種者と同じ世帯の方になります。申請は、静岡市保健所感染症対策課 予防接種係に電話(054-249-3152)または窓口で受け付けます。</p>
9	<p>静岡市外の医療機関で定期接種を受けることはできるか</p>	<p>接種を受けることはできます。 接種を受ける前に、静岡市に対し手続きが必要です。 詳しい手続きは、静岡市保健所感染症対策課 予防接種係(054-249-3152)にお問合せください。 事前に申請がない場合は、全額自己負担での接種となります。</p>

## 助成制度について

連番	よくあるご質問	回答
1	令和6年度に事前申込済の申請書(市確認済)が手元にある。令和7年度も使用できるか	発行年度を問わず使用できます。ただし、次のいずれかの場合は助成制度を利用できません。 ●定期接種の対象者でないこと ●これまでに任意接種で生ワクチンや不活化ワクチンを接種完了していないこと
2	带状疱疹の接種履歴はどのように確認できるか	●全額自己負担で接種した場合 接種を受けた医療機関にお問合せください。  ●定期接種の接種券を使用して接種した場合 次のいずれかの方法で確認してください。 ①静岡市保健所感染症対策課 予防接種係(054-249-3152)にお問合せください。 接種記録は、接種月の翌々月から5年以内の記録に限ります。 ②接種を受けた医療機関にお問合せください。  ●助成制度を利用し、任意で接種した場合 次のいずれかの方法で確認してください。 ①静岡市保健所感染症対策課 予防接種係(054-249-3152)にお問合せください。 接種記録は、接種月の翌々月から5年以内の記録に限ります。 ②接種を受けた医療機関にお問合せください。
3	带状疱疹ワクチンを過去に接種完了しているが、接種から時間が経過しているため、再接種を行いたい。この場合、助成制度の対象となるのか	助成制度による接種は、市独自の制度であるため、過去に接種が完了している場合には対象になりません。
4	静岡市外の医療機関で助成制度を利用して接種することはできるか	一部の医療機関を除き、市外の医療機関で利用することができません。利用できる医療機関は、「医療機関一覧」をご覧ください。
5	接種後に静岡市から「带状疱疹ワクチン接種費用助成金交付決定兼確定通知書」が届いた。なにか必要な手続きはあるか	必要な手続きはありません。 「带状疱疹ワクチン接種費用助成金交付決定兼確定通知書」は、助成制度を利用したことを申請者にお知らせするものです。ご自身で保管をお願いします。

6	助成金はどのように支払われるのか	申請者に対して支払いはありません。 助成金は市から医療機関に支払われます。 申請者は、接種時に医療機関の窓口で助成金分を除いた接種費用をお支払いいただくこととなります。
7	1回目接種分のみを市に事前申込して接種を行った。 2回目も助成制度を利用したい場合、どのような手続きをすればよいか	2回目を接種する前に、市に対して2回目の事前申込をしてください。手続きは1回目と同じ方法(市HPから電子申請または申請書)となります。